

総合特別区域法の早期成立について（要請）

わが国経済は、長期のデフレや円高の進行による国際競争力の低下や企業活動の海外移転という厳しい試練の中にある。なかでも、地方の現状は、極めて深刻である。人口の減少が続き、雇用情勢も厳しい状況が続いている。このような疲弊する地方経済の活性化は、わが国にとって緊急かつ最大の課題であり、強力な地域活性化策を講じなければならない。

政府は、昨年6月、わが国経済の閉塞状況を打ち破り、元気な日本の復活を目指す成長戦略を打ち出した。この中で、地方活性化対策の重要な柱となるのが、産業の国際競争力の強化と地域活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進する総合特区制度である。

昨年9月、政府が行った総合特区制度に関する提案募集に対し、全国各地から450件にのぼる具体的提案がなされるなど、地方はこの政策に極めて大きな期待を寄せている。

地域の活性化を図り、わが国の新しい成長を実現するためには、地方が、自然的、経済的、社会的な特性を最大限に活用しながら地域一体となって取り組む発展戦略に対し、政府が規制の特例措置、税制上の支援措置、財政上の支援措置等必要な施策を総合的かつ集中的に講ずる新しい政策手法である総合特区制度が、早急に実行されなければならない。総合特別区域法の早期成立を強く要請する。

平成23年2月26日

全国知事会 会長 麻 生 渡